

国 税 徴 収 法

本試験問題

〔第一問〕

次の事項について、簡潔に説明しなさい。

- 1 交付要求と参加差押えの異同について
 - (1) 要件の異同
 - (2) 手続の異同
 - (3) 効果の異同

〔第一問〕

次の事項について、簡潔に説明しなさい。

- 2 徴収職員における財産調査権限について

〔第二問〕

- 4 X税務署の徴収職員は、Aとの面接後、再度調査等を行ったところ、次の事実を把握した。

- (1) 株式会社乙に譲渡した建設機械3台の譲渡時の時価は1,500万円であった。なお、株式会社乙は、建設機械3台の譲受けのために支払った費用等はなかった。

- (2) 株式会社丁に対する未回収の売掛金400万円（平成31年2月分、履行期限：平成31年4月30日。なお、当該売掛金には、譲渡禁止特約は付されていない。）を把握した。

ただし、株式会社丁は、平成31年2月28日、株式会社戊から、「登記事項証明書」を添付した債券譲渡契約書を受け取っていた。主な登記事項証明書の内容は次のとおりであった。

（譲渡人）：株式会社甲、（譲受人）：株式会社戊
（登記原因日付）：平成30年10月25日、（登記原因）：譲渡担保（債権の総額）：10,000,000円

（登記年月日時）：平成30年10月28日11時10分

（原債権者）：株式会社甲、（債務者）：株式会社丁

（契約年月日）：平成30年10月25日

（債権の発生年月日（始期））：平成30年11月1日

（債権の発生年月日（終期））：令和3年10月31日

⑤ 上記、債権譲渡契約及び債権譲渡登記は有効なものととする。

- (3) 清算手続により振り込んだA、B及びEの預金口座は、既に解約済みであった。

- (4) その他、株式会社甲が所有する財産はなかった。

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回〔第一問〕問2

問2 交付要求及び参加差押えに関する、以下の問に答えなさい。
なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

- (1) 参加差押えをすることができる国税は、差押えの要件を充足していることを要するとされているが、その理由について説明しなさい。また、その差押えの要件のうち、督促状の発付による差押えについて説明しなさい。
- (2) 税務署長は、交付要求をした場合は、その旨を質権者等の利害関係人に対して、書面により通知しなければならないとされているが、その理由について、国税徴収法に定められた制度に言及しながら説明しなさい。

●全国公開模試〔第一問〕

1. 次のことがらについて、述べなさい。

- (3) 参加差押えをした税務署長が、先行差押えの換価手続が進展しないときにとり得る措置並びにその後、換価することができる場合の要件、手続及び効力

●実力完成答練 第1回

〔第一問〕

1. 以下のことがらについて述べなさい。

- (1) 財産調査における搜索の要件及びその相手方
- (2) 財産調査における搜索の立会人及びその趣旨
- (3) 質問不答弁等の罪（両罰規定を除く。）

●直前対策講義補助問題 第1回

〔第一問〕

1. 次の事柄について、説明しなさい。

- (2) 質問検査の要件及び相手方

●全国公開模試

〔第二問〕

4. 債権に対する差押えは、第三債務者に対して債権差押通知書を送達することにより行われるが、

- (5) 債権の差押えに際し、その帰属が問題となるが、例えば、EはFに対し売掛金を有しているが国税を滞納したため、Y税務署の徴収職員により財産の調査がされたが、既に当該売掛金は、EからGへ譲渡通知（債権譲渡）がされていた。この場合、Gは売掛金の取得を以てY税務署（長）に対抗することができるため、Y税務署（長）は差押えを執行することができない。

●実力完成答練 第4回

〔第一問〕2

- 問3.（資料1）の売掛金に対する差押え後に、当該債権は、甲社がC社から事業資金の融資を受けるに際し、Bに対して有している今後2年間に取得する商品販売代金債権とともに担保として譲渡したものである（平成30年6月18日に、甲からBに対して確定日付のある証書により通知がされており、これに関する書面の提出も受けている。）ことが判明した。この場合の手続について説明しなさい。

ズバリ的中!